

16 議会及び議員に関する条例の制定状況等

【16-1】議会基本条例の制定状況

(令和元年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	制定している
5万人未満 277	186 (67.1%)
5～10万人未満 251	166 (66.1%)
10～20万人未満 156	104 (66.7%)
20～30万人未満 46	27 (58.7%)
30～40万人未満 27	14 (51.9%)
40～50万人未満 23	14 (60.9%)
50万人以上 15	6 (40.0%)
指定都市 20	16 (80.0%)
全市 815	533 (65.4%)

【16-2】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

(令和元年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	政治倫理条例(資産公開の規定を含む)を制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例(資産公開の規定を含まない)のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5万人未満 277	8 (2.9%)	0 (0%)	125 (45.1%)	0 (0%)
5~10万人未満 251	15 (6.0%)	0 (0%)	119 (47.4%)	0 (0%)
10~20万人未満 156	10 (6.4%)	1 (0.6%)	61 (39.1%)	0 (0%)
20~30万人未満 46	2 (4.3%)	0 (0%)	11 (23.9%)	0 (0%)
30~40万人未満 27	1 (3.7%)	0 (0%)	11 (40.7%)	0 (0%)
40~50万人未満 23	2 (8.7%)	1 (4.3%)	8 (34.8%)	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)	0 (0%)	4 (26.7%)	0 (0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 (0%)	15 (75.0%)
全市 815	41 (5.0%)	4 (0.5%)	339 (41.6%)	15 (1.8%)

【16-3】自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)の制定状況

(令和元年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会に関する規定を含む自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している	議会に関する規定を含まない自治基本条例(まちづくり基本条例等を含む)を制定している
5万人未満 277	69 (24.9%)	10 (3.6%)
5~10万人未満 251	75 (29.9%)	24 (9.6%)
10~20万人未満 156	57 (36.5%)	12 (7.7%)
20~30万人未満 46	18 (39.1%)	2 (4.3%)
30~40万人未満 27	9 (33.3%)	2 (7.4%)
40~50万人未満 23	7 (30.4%)	2 (8.7%)
50万人以上 15	6 (40.0%)	1 (6.7%)
指定都市 20	7 (35.0%)	1 (5.0%)
全市 815	248 (30.4%)	54 (6.6%)

【16-4】地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の追加状況

(令和元年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決事件を追加している
5万人未満 277	269 (97.1%)
5～10万人未満 251	242 (96.4%)
10～20万人未満 156	153 (98.1%)
20～30万人未満 46	46 (100%)
30～40万人未満 27	27 (100%)
40～50万人未満 23	23 (100%)
50万人以上 15	15 (100%)
指定都市 20	20 (100%)
全市 815	795 (97.5%)

【16-5】地方自治法第96条第2項の規定による追加の議決事件の内容

(令和元年12月31日現在、複数回答)

追加の議決事件の内容	市数	追加の議決事件の内容	市数
基本構想	634 (79.7%)	職員の定数	10 (1.3%)
市の基本計画	291 (36.6%)	重要な契約に関するもの	20 (2.5%)
市の基本計画以外の重要な計画	113 (14.2%)	オンブズマンの委嘱等	12 (1.5%)
市民功労者表彰、名誉市民	594 (74.7%)	法人・団体等との協定に関するもの	9 (1.1%)
市民憲章	65 (8.2%)	定住自立圏構想・連携中枢都市圏に関するもの	181 (22.8%)
都市宣言	71 (8.9%)	上記以外の議決事件	205 (25.8%)
姉妹都市、友好都市提携	107 (13.5%)		

※各追加の議決事件の内容の割合は、地方自治法第96条第2項の規定により議決事件を追加している795市を基準としている。

【16-6】議選監査委員の選任の廃止状況

(令和元年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議選監査委員 の選任を廃止 している
5万人未満 277	6 (2.2%)
5～10万人未満 251	8 (3.2%)
10～20万人未満 156	2 (1.3%)
20～30万人未満 46	1 (2.2%)
30～40万人未満 27	1 (3.7%)
40～50万人未満 23	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)
指定都市 20	0 (0%)
全市 815	18 (2.2%)

【16-7】議選監査委員の廃止に関する条例の提出者

(令和元年12月31日現在)(単位:市の数)

提出者	市数
執行機関	9
所管委員会	5
議員	4

【16-8】監査委員事務局の設置状況

(令和元年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	条例により監査委員事務局を設置している	設置していない	その他
5万人未満 277	273 (98.6%)	1 (0.4%)	3 (1.1%)
5～10万人未満 251	247 (98.4%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)
10～20万人未満 156	156 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
20～30万人未満 46	46 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
30～40万人未満 27	27 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
40～50万人未満 23	23 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
50万人以上 15	15 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
指定都市 20	20 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
全市 815	807 (99.0%)	4 (0.5%)	4 (0.5%)

【16-9】議会事務局職員と監査委員事務局職員の兼務の状況

(令和元年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	兼務している
5万人未満 273	34 (12.5%)
5～10万人未満 247	7 (2.8%)
10～20万人未満 156	0 (0%)
20～30万人未満 46	0 (0%)
30～40万人未満 27	0 (0%)
40～50万人未満 23	0 (0%)
50万人以上 15	0 (0%)
指定都市 20	0 (0%)
全市 807	41 (5.1%)

割合は、条例により監査事務局を設置している807市を基準としている。

【16-10】選挙運動用ビラ頒布解禁後の 市議会議員選挙の実施状況

(平成31年3月1日～令和元年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	法施行後、市議会議員選挙が行われた
5万人未満 277	105 (37.9%)
5～10万人未満 251	124 (49.4%)
10～20万人未満 156	84 (53.8%)
20～30万人未満 46	35 (76.1%)
30～40万人未満 27	23 (85.2%)
40～50万人未満 23	15 (65.2%)
50万人以上 15	13 (86.7%)
指定都市 20	19 (95.0%)
全市 815	418 (51.3%)

【16-11】市議会議員選挙時における候補者のビラの頒布の状況

(平成31年3月1日～令和元年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	ビラを頒布した
5万人未満 105	94 (89.5%)
5～10万人未満 124	120 (96.8%)
10～20万人未満 84	79 (94.0%)
20～30万人未満 35	34 (97.1%)
30～40万人未満 23	23 (100%)
40～50万人未満 15	15 (100%)
50万人以上 13	13 (100%)
指定都市 19	19 (100%)
全市 418	397 (95.0%)

割合は、法の施行後、市議会議員選挙が行われた418市を基準としている。